

第 11 号
平成 31 年 3 月 25 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市いじめ問題調査委員会
委員長 松原 康雄

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づく意見聴取について（意見具申）

横浜市いじめ問題調査委員会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、平成 30 年 11 月 7 日、市人第 490 号をもって本委員会に諮問された重大事態案件について、次の事項のとおり意見具申します。

- 1 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく再調査の必要性はないものと考えます。

（理由）

別紙のとおり

いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査の必要性に関する意見

当委員会に意見の求めがあった、このことについては、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という）による調査報告書及び当委員会の委員による関係者への聴き取りの結果、以下の理由により事実に関する再調査の必要性はないと考えます。なお、専門委員会による調査により認定された事実に基づく評価や対応等について付言させていただきます。

1 再調査を検討すべき事項について

本件につきましては、当該児童の代理人弁護士からの所見としての意見書及び当委員会による聴き取り調査では、再調査の必要がある理由として、とりわけ以下の点が上げられています。

- ①専門委員会が関係児童A（以下「A」という。）、関係児童B（以下「B」という。）、関係児童C（以下「C」という。）及び関係児童D（以下「D」という。）の聴き取りを実施していないこと
- ②Bの親権者と学校との間に密な関係がある事案であること
- ③専門委員会の調査が十分に尽くされていないこと
（専門委員会がA、B、C、Dの聴き取りをしていないこと、並びにアンケート調査が行われていないこと）
- ④警察及び児童相談所の資料が十分に調査されなかったこと

以下、上記項目につき、再調査の必要性等を検討いたします。

2 ①について

当該児童代理人は、A、B、C、Dに対する聴き取り調査の要請方法が不適切であったと指摘しています。本件でなされた要請方法は、教育委員会事務局の担当者が、専門委員会からの指示に基づき、A、B、C、Dの各保護者に電話連絡し、専門委員会から聴き取り調査の要請があったことを伝え、調査への協力を要請したとのことで、この要請は、時間をおいて2回行われているとのことです。

当該児童代理人は、専門委員会委員を派遣し、真摯に聴き取りに

応じるように説得すべきだったとの見解を示しております。

しかし、専門委員会における調査手法については、要綱等で定められておらず、専門委員会の裁量によるべき事項であり、強制的な調査権限を有しない専門委員会が取った手法として、まず、既に各保護者と面識がある教育委員会事務局の職員に聴き取り調査への協力を打診させたことは、相当な手法であったと考えます。また、専門委員会からの聴き取り調査の要請であることを明確にした上で打診しており、聴き取り調査に応じることへの説得においても、専門委員会委員による場合と専門委員会からの指示をうけた教育委員会事務局の職員による場合とで、保護者に与える影響が大きく異なるとは思われません。加えて、要請をした回数は2回でありますが、任意の協力を求めるものとしては、適応な回数であったと考えます。

よって、本件でなされた聴き取り調査の要請方法は、適切なものであったと考えます。

3 ②について

当該児童代理人は、Bの親権者と学校とが密な関係にあり、学校や学校教育事務所がBを守ろうとした結果、学校内及び学校教育事務所内の記録から、専門委員会が予断をもって調査したと指摘しています。

しかし、専門委員会における調査、とりわけ「サッカーボールの件」については「当該児童とBのいずれか一方の主張を事実と認めるだけの確認ができなかった」との調査結果でした。これは専門委員会において、Bのはまっ子ふれあいスクールの出席状況や自宅と学校の距離、過去Bが帰宅後に再度学校に来たことがない事などの事情を検討した結果の結論であり、「予断をもった調査」がなされたとの指摘は相当ではないと考えます。

4 ③について（聴き取りについては①で検討していることから、アンケート調査について論ずる）

当該児童代理人は、調査の申し入れをした時点では当該児童が他校へ転校してから8ヶ月しか経っていなかったのであるから、アンケート調査をすることが容易だったと指摘しています。

しかし、問題となるいじめ行為は、平成27年4月から6月にかけてのもの（上履きの件を除く）であり、実際に専門委員会の開催

された平成29年1月時点においては既に1年半以上が経過していたことから、児童の記憶の減退を考慮すると、必ずしもアンケート調査が容易、すなわち実効性のあるアンケート結果が得られたとまでは言い切れないと考えます。

そのうえで、平成27年7月に学校が実施した学級全体へのアンケート結果及びそれに基づく聴き取りの結果については、専門委員会でも資料としていることを考慮すると、専門委員会において再度アンケート調査を行わなかったことが調査手法として不適切であったとはいえないと考えます。

なお、仮に再調査が行われるとしても、平成31年3月時点ではいじめの行為のあった時点からは3年半以上も経過していることから、アンケート調査自体、記憶の減退の観点から事実にとった調査結果が得られることが期待できず、相当でないと考えます。

また、上履きの件については、事件直後の学校によるアンケート調査では有効な情報が得られておらず、再度のアンケート調査により新たな事実が判明するとは期待できないこと、また、ゴキブリが当該児童の上履きに入っていたという事実自体には争いがないこと、から再度のアンケート調査は不要と考えます。

5 ④について

当該児童代理人は、Bにつき、警察が児童相談所に通告した際の資料の調査が不十分であると指摘しています。

しかし、強制的調査権限を有しない専門委員会が当該資料を入手するには任意の提出を求めるしかなく、警察に対する文書での照会に対しては回答されず、児童相談所からも本人の同意があればということだったので、Bの保護者から同人が入手した児童相談所からの記録を入手したというのであるから、調査手法としてはできる限りを行ったと評価できると考えます。

なお、当該児童代理人から警察や児童相談所へ出向いて、当該資料について聴き取る手法を取ることができたのではないかという指摘もありますが、非公式な方法により入手した情報による判断はなしえないものであることから、かかる手法はとりえないものと考えます。

その他、当該児童代理人からは、専門委員会の調査に関し、当該児童に寄り添っていない、当該児童がいじめで負った痛手（PTS

D等)につき過小評価している、といった指摘もなされていますが、いずれも専門委員会の調査結果に対する当該児童側の評価であり、再調査の必要性を基礎付ける具体的な事実ではないと考えます。

6 文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第10について

本件においては専門委員会による調査の後の新たな事実の判明等の事情は無く、当該児童代理人から挙げられている調査事項についても前述のとおり調査がなされてきており、学校の対応などについても専門委員会での調査がなされています。また、専門委員会の人選に疑義が出されたことはありません。

よって、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示す再調査を行う必要があると考えられる場合にはあたらないと考えます。

7 まとめ及び付言

以上より、本件につきましては、専門委員会が行った以上の聴き取りやアンケートといった再調査は不要と考えます。

なお、専門委員会による調査により認定された事実に基づく評価や対応等について、当委員会としては以下のように付言します。

本件において「いじめ」と評価されなかった事実は「サッカーボールの件」と「上履きの件」です。

「サッカーボールの件」につきましては、当該児童とBの事実主張が大きく異なり、当該事実につき、あったとも無かったとも認定できず、その結果、いじめがあったとも無かったとも評価ができないということはやむを得ない結論であると考えます。

「上履きの件」については、ゴキブリが当該児童の上履きに入っていたという事実に対する学校の対応や当該児童の反応・当該児童への影響については、当該児童側と学校側の主張に違いがあるものの、当該児童の上履きにゴキブリが入っていたという事実自体には争いがありません。

専門委員会は、調査においてゴキブリの死骸が上履きの中で見つかった原因事実が確認できず、「いじめ」以外の可能性を否定しきれないことから、法律上の「いじめ」の認定にはいたらなかった、としています。ただし、この件が、当該児童が従前通り登校できる

ように努力している最中に発生していることは、今後の重大事態対応において、被害を受けた児童に寄り添う姿勢という観点からみて、重要なポイントと考えます。

本事案のように、いじめに関する事実認定が困難なケースにあっては、今後の関係調査において、いじめの認否に関わらず、被害を受けた児童の気持ちに配慮した説明や対応を引き続き丁寧に行っていくべきことを付言します。

また、相手方の了承が得られず、聴き取り調査を実施することができないことや、警察や児童相談所から情報提供を得ることが難しいことに関しては、専門委員会からの聴き取りの要請に対して、関係者や関係機関は聴取に応じるよう努力する義務を規定するなどの措置が全国的に講じられるべきと考えます。

以上